

弁護士 山中 理司 様

外務省大臣官房総務課  
公文書監理室

### 行政文書の開示の実施について（通知）

令和 元年10月30日付け「行政文書の開示の実施方法等申出書」を受領しましたので、下記の文書を開示します。

#### 記

1 開示請求のあった行政文書の名称等

日本人が在外公館において自分の犯罪経歴証明書の発給申請をした場合の内部手続が書いてある文書（外務省HPに掲載されている文書は除く。）（最新版）

2 開示請求番号 2019-00445

3 本件に関する問い合わせ先

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号  
外務省大臣官房総務課 公文書監理室  
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

本件に関するお問い合わせの際には、上記2の開示請求番号をお知らせください。

以 上

## はじめに

近年我が国の国際化にともない、海外渡航者数が急増しておりますが、平成17年10月1日現在海外に在留する邦人数（3ヶ月以上の長期滞在者と永住者の合計）は101万2,547人（前年比5.3%増）となり、戦後初めて100万人を突破するに至りました。こうした中で、在外公館における警察証明発給申請も増加の一途をたどり、各種領事事務の中でもその事務量が大きくなっています。

例えば、平成3年当時は要求国（地域）79ヶ国、要求事由はわずか169件であったのが、平成18年10月1日現在では要求国（地域）110ヶ国、要求事由420件に達しています。

また、申請数の増加にともない、要求事由や諸外国におけるその取扱いが多岐に及んできているために、従来のマニュアルでは対処できない状況が散見されていること等に鑑み、今般、平成3年8月作成の現行「警察証明事務マニュアル」を警察庁とも一部協議の上、全面改訂しました。

本マニュアルが、警察証明事務を担当される在外領事の皆さんに円滑な事務手続きを行う上でお役に立てば幸いです。

平成19年3月

領事局領事サービス室長 高橋二雄

# 警察証明事務マニュアル

## 目 次

I. 概要	2
1. 証明の内容	
2. 使用目的と提出先	
3. 手数料	
4. 申請日より発給までの所要日数(目安)	
5. 申請から受領までの流れ	
6. 根拠法令	
II. 申請条件	3
1. 申請人	
2. 年齢制限	
3. 本人出頭	
4. 申請先公館	
III. 通常発給と特別発給について	4
IV. 必要書類	5
1. 通常発給の場合	
2. 特別発給の場合	
V. 申請・交付手続	6
1. 受付	
2. 本省への送付	
3. 申請人への証明書交付	
VI. 確認事項	11
1. 本省での認証手続きの必要性	
2. 重複申請の禁止	
3. 再発給手続	
4. 一時帰国中の証明書発給について	
5. 保存期間	
VII. 参考資料	14
1. 警察証明書発給申請書	
2. 警察証明書再発給依頼書	
3. 委任状(例)	
4. 警察証明書雛形	
5. 公信雛形(例)	
6. 根拠法令	
警察証明事務Q & A	21

## I. 概要

### 1. 証明の内容

申請人の本邦における犯罪歴の有無を日、英、仏、独及び西語併記で証明するもの。証明書の人定事項（氏名、生年月日）は日本語及び英語が併記されている（後記VII. 4. 参照（以下、「後記」省略））。

証明書には定まった有効期限はなく提出先国（地域）の扱いにより異なっているのが実情（通常「発行後〇ヶ月以内の証明書」と条件づけている）。

なお、本邦では住所登録（住民登録もしくは外国人登録）をしている地方警察本部（警視庁及び道府県警察本部）で申請を受け付け、同証明書を発給している。

（注1）証明書に記載される「犯罪の種類」と「刑の執行後いつまで犯罪経歴として記載されるか」についての基準は、警察庁が決定しており、仮に申請人から自分の犯した罪が証明書に記載されるかどうかについて質問があったとしても、在外公館（及び本省）は回答する権限がない旨説明するとともに、必要があれば同庁の連絡先を案内することとする。

※警察庁連絡先：警察庁刑事局犯罪鑑識官付企画係

+81-3-3581-0141（内線4635～6）

（注2）証明書は申請人が申請し、受領することから、申請人本人のものであるような印象を受けるが、警察庁は、要求国の法令等に基づいた要求により外国の政府機関（または右に準ずる機関）宛てに発給したものであり、本人に開示したものではない。

### 2. 使用目的と提出先

証明書はすべて外国の政府機関（または右に準ずる機関）に提出される。

外国の国籍、永住権、労働許可、販売の許可等を取得する等、当該国における諸手続を行うため、同国関係当局等に提出される。

（注3）政府機関に準ずる機関とは、（私立を含む。）学校等の教育機関や、政府より委託に基づいて運営されている団体も含まれるので、判断に迷う場合は本省領事サービス室証明班（以下「本省」）に照会する。

### 3. 手数料

徴収しない。

（注4）本邦警察本部の一部では各都道府県の政令等により有料としている場合がある。

### 4. 申請日より発給までの所要日数（目安）

（1）通常発給 約2ヶ月

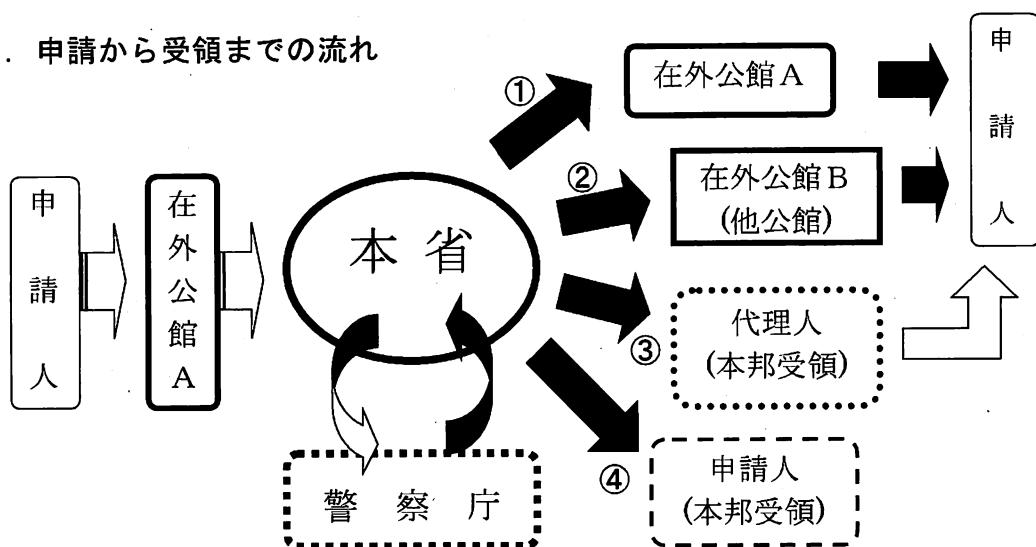
内訳：（イ）警察での審査・発給に要する日数（約1ヶ月）

（ロ）外交行のう便での通信往復期間（約2～4週間）

（2）特別発給 約3ヶ月

内訳：(イ)警察での審査・発給に要する日数(約2ヶ月)  
(ロ)外交行のう便での通信往復期間(約2~4週間)

### 5. 申請から受領までの流れ



### 6. 根拠法令(VII. 6. 参照)

- (1)外務省設置法(平成11年法律第94号)  
第4条第8号~10号、12号~14号及び27号  
(2)国家行政組織法第2条第2項

## II. 申請条件

### 1. 申請人

日本人または本邦に「居住歴」のある外国人。

(注1)証明書を要求する国と事由によって、一定期間以上の居住歴を条件づけているところ、場合によっては不要になるものもあるので、事由毎及び申請人毎に期間の確認が必要となる。

### 2. 年齢制限

(1)刑法第41条の規定(十四歳に満たない者の行為は、罰しない(刑事未成年者))により、警察庁は14歳未満の者の犯罪関連資料を保存していないので、申請は原則受け付けない。

(2)14才未満の者に対しても証明書の提出を要求されている場合は、関係当局に対し「関連法規」及び「証明書の提出を要求していること」を確認の上、本省に照会すること。

(注2)要求国によっては、一定の年齢に達していないものに対し証明書の提出を要求していない場合もあるので注意する。

※例：カナダでの「永住」の場合は16歳以上で6ヶ月以上滞在した国の証明書を要求している。

### 3. 本人出頭

「領事の面前での指紋採取」及び「申請人の本人確認」を行う必要があるため、必ず本人が公館に出頭すること。代理申請は認められない。

(注3)ただし、公館毎に年間申請人数の多寡または領事部内の人員配置等の事情により指紋採取のみを現地関係当局等に依頼することができる(V. 1. (3)(ハ)参照)。

### 4. 申請先公館

(1)原則として申請人が居住している地域を管轄する在外公館を申請先とするが、申請条件及び必要書類が整えば、申請人の事情により管轄区域外の公館においても申請することができる。

(2)本邦に住所登録をしている日本人または外国人が、海外渡航中に在外公館で申請することもできる。

(注4)引っ越しまたは赴任等の事前の現地下見として滞在している間等に、管轄区域外の在外公館に申請をすることができる。

## III. 通常発給と特別発給について

警察庁は、証明書に記載される犯罪経歴は捜査上の資料であり、我が国警察当局及び司法当局以外には開示されないものであることを理由として、現行法上は行政サービスの対象とはなり得ないとの立場を堅持しているが、海外に居住する日本人、または日本に居住歴のある外国人から外国で生活する上で証明書の提出が必要であるとの需要が事実としてある以上、彼らの外国における法律上または経済上の利益、その他の利益の保護等のため、例外的に証明書を発給している。

そのため、同庁は証明書の発給には極めて厳格な規定を設けており、以下の2点が確認できる場合に限り証明書を発給することとしている。

- ①「提出先国(地域)に証明書の提出を義務づける国内関連法規」が存在すること
- ②「外国関係当局がその法規に基づいて証明書の提出を要求していること」が確認できること

また、警察庁は上記根拠資料に基づき審査し、過去に発給した地域と事由を「リスト(犯罪経歴証明書発給事由一覧(以下「事由一覧」という。))」にし、右に記載されている事由で申請があった場合は「通常発給」手続きとして取り扱い(IV. 1. 参照)、それ以外の場合は「特別発給」手続きとして取り扱う(IV. 2. 参照)。

(注)「犯罪経歴証明書事由一覧」は必要に応じ更新の上(不定期)、本省より各在外公館に公電で通知している。

#### IV. 必要書類

##### 1. 通常発給の場合

###### (1) 本人確認資料

申請に際しては以下の書類を提出させ、人定事項(氏名、国籍、生年月日及び性別)を確認する必要がある。

(イ) 有効な旅券(国籍確認のため必ず確認する必要がある。有効期限が切れている場合は、延長または更新手続き済みであることを確認の上受理する。ただし、旅券を使用する予定が無く所持していないような場合(国籍取得等)は、下記(ロ)を確認の上、申請を受け付けて差し支えない。)

(ロ) 現地当局発行の有効な写真付き身分証明書、難民証明書等  
(上記(イ)の例外等に該当する場合)

(ハ) 婚姻等で氏名・本籍を変更しているにもかかわらず旅券記載事項を変更していない申請人が、変更後の身分事項を記載した証明書の発給を希望している場合は、その事実が確認できる以下(a)～(d)疎明資料の内いずれか1点を必ず提出させる。

(a) 戸籍謄(抄)本

(b) 婚姻届受理証明書(または婚姻届記載事項証明書)

(c) 現地当局発行の婚姻証明書((注3)参照)

(d) 在外公館で受理した届出書の写し(公館印を押印済みのもの)

(2) 警察証明発給申請書(平成17年往電領サ第57363号参照。)

(3) 指紋原紙(平成18年往電領サ第42195号参照。)

(注1) 現行の証明書の体裁上、有効期間内の旅券番号のみ反映される。

有効な旅券を所持しておらず、現地当局発行の写真付身分証明書を基に本人確認を行った場合、証明書上に身分証明番号は記載されない。

(注2) 上記(a)～(d)の書類を参考資料として別添する場合は、個人情報保護法の観点より、口頭で差し支えないので、警察庁に送付することについて、必ず本人の了承を取り付ける。

(注3) 現地当局発行の婚姻証明書(上記(c))は、その国の制度上、「誰と誰が、何時婚姻した」事実のみが記載され、婚姻(離婚)後の氏名が記載されない場合があるが、客観的に同証明書より判断し得る氏名の記載の場合は受理することができる。

(注4) 旅券記載事項を変更していない場合は、速やかに変更するよう案内する。

(注5) 証明書発給まで(申請後2～3ヶ月以内)に本人確認に使用した旅券の有効期間が切れる場合は、申請人に対し「更新した旅券番号」を証明書に反映させるべきか(希望するか)確認し、希望する場合は、その旨公信本文中に記載するとともに、新たな旅券番号判明次第、同旅券の写し別添の上、公信(または公電)にて本省へ報告する(VII.5.(7)参照)。

## 2. 特別発給の場合

特別発給の場合は、上記1. (1)～(3)の確認資料とともに、下記(4)及び(5)が必要となる。

### (4) 根拠法令

提出先国の関連法規(または政令：国によって、インターネット検索が可能な場合あり)の写しと該当部分の和訳(例：●●法、第〇条△△△、第〇項□□□について、第〇節×××について、本文：〇〇〇〇)。

### (5) 確認資料

外国要求機関より証明書の提出が求められていることが確認できる文書及び同和訳。

「要求機関よりの申請人宛レター(または電子メール)」のほか「必要事項をすべて記入済みの当該国関係機関宛申請書(例：ビザ申請書、国籍取得申請書等)」を確認文書として受け付けることができる。

(注6)関連法規とは、原則として当該国の法律、州(地方)法及び政令を指すが、規則、通達等でも警察庁に受け入れられる場合があるので、判断に迷う場合は本省に照会する。

(注7)上記(4)及び(5)の資料は原則申請人側より提出させる。

(注8)和訳についても、申請人側に準備させるが、申請人の身近に日本語を解するものがおらず、また、貴重弁護士または翻訳業者等を利用すると高額な手数料等を要する場合は、最低限英語に翻訳させるよう案内し、館側で簡単な記載内容の注釈を鉛筆または付箋等で記載する(逐語訳である必要はない)。

(注9)和訳文または英語以外の言語からの訳文の内容が意味をなさない場合は、館側で簡単な注釈(法律(または確認書類)の種類、具体的な内容が記載されている項目の名称及びその内容)を鉛筆または付箋等で記載する(逐語訳である必要はない)。

(注10)英語以外の言語に単に注釈を付しただけのものは受け入れられない。

## V. 申請・交付手続

### 1. 受付

#### (1) 受付の流れ

(イ)申請人に旅券等の写真付身分証明書(有効期限内)の提示を求め、本人確認を行う。

(ロ)申請事由が「事由一覧表」に記載されているか否かを確認し、「通常発給」または「特別発給」のいずれとなるかを判断する。

(ハ)申請人に警察証明書発給申請書(1部)を記入させ、署名欄は空欄にしたまま館側でコピーを2部とり、全てに自署させる。

(内訳：オリジナル1部(本省送付用)、写し2部(うち1部は本省送付、

1部は公館保管用)ただし、写しにも自署させる)(下記2. (2) 参照)

(二)申請人の指紋を規定の指紋原紙に採取する(記入要領下記(3)参照)。

(木)特別発給の場合は、「提出先国(地域)での証明書の提出を義務づける  
国内関連法規」及び「外国関係当局が証明書の提出を要求しているこ  
とが確認できる文書」を各々和訳文とともに提出させる(IV. 2. 参照)。

(ヘ)証明書を受領する公館(または代理人)の希望及びアポスティーユ(ま  
たは公印確認)の必要性等を確認する(下記3. 及び VI. 1. 参照)。

(2)「警察証明書発給申請書」記入要領

(平成17年往電領サ第57363号参照)

(イ)「判読可能な書体」の使用

警察庁は申請書の記載に基づき証明書を発行するので、必ず判読可能  
な楷書(欧文は活字体)で記入させ、筆記体またはいわゆる崩し字で記  
入させないよう注意する。

なお、申請後警察庁にて判読が困難であると判断された場合は、申請  
を受理した在外公館に改めて確認の上、正確な回答を得るまで同庁で  
の事務処理が滞ることとなる。そのため記入にあたっては十分注意す  
るよう申請人に案内する(館側で判読が困難であると判断される場合  
は、申請人に確認の上、現住所等を別紙にタイプ打ちしても差し支え  
ない)。

(ロ)氏名・本籍地

(a)申請人が日本人の場合は、「旅券記載のローマ字表記」、「漢字  
氏名(戸籍記載の綴り)」及び「本籍地(地番まですべて)」を記載  
させる。

(b)申請人が外国人の場合は、「氏名」は旅券記載の綴りで  
SURNAME(姓), GIVEN NAME(名), (旅券に記載があればMIDDLE NAME)  
の順に記載し、「本籍地欄」には国籍を記入させる。

(ハ)現住所

原則、本邦住所ではなく、現地滞在場所を記入させる(ホテル可)。た  
だし、当局より日本住所の記載を要求されている場合はその限りでは  
ない。

(二)旅券番号

有効期間内の旅券番号を記入させる。

旅券以外の公文書にて本人確認した場合はその名称及び番号を記入  
させ、当該文書の写しを添付する(上記IV. 1. (1)(イ)及び(ロ)参照)。

(注1)ただし、有効期間内の旅券番号以外は証明書に反映されないので、事  
前に申請人に説明しておく必要がある。

(木)「提出国」及び「申請理由(証明書が必要な理由)」

なお、申請理由は「事由一覧」記載のとおり記入させる。

また、申請人の負担とならないように、予め申請書に「国名」等の不

動文字を記入するほか、「提出先国名」及び「申請理由」の各欄をチェックするのみで処理を可能にする等、貴館で申請の多い事由を選択できるよう記載しておくことも差し支えない(平成17年往電領サ第57363号別添様式参照)。

(注2)同一国内に我が方大使館、総領事館が設置されている場合には、現住所の記載が公館毎で齟齬の無いよう、国内に所在する在外公館間で調整の上、記入する行政区画及び記入の順番を極力統一する。

#### 質問が多い箇所の記入例

①戸籍上の氏名が「鑑識 領子」であり、旅券上の氏名表記が「KANSHIKI (WILLIAM) RYOKO」であった場合。

- 申請書ローマ字表記 : KANSHIKI (WILLIAM) RYOKO
- 申請書氏名表記 : 鑑識 領子

②戸籍上の氏名が「ウイリアム 領子」であり、旅券上の氏名表記が「WILLIAM RYOKO」であった場合。

- 申請書ローマ字表記 : WILLIAM RYOKO
- 申請書氏名表記 : ウイリアム 領子

③戸籍上の氏名が人名漢字(例: 高(高)、渡邊、(渡辺、渡邊)、崎(崎)、徳(徳)、恵(恵)、濱(浜))についても戸籍記載の通り氏名欄に記載するよう案内する。

④本籍地の末尾表記はさまざまであるが、ほとんどの場合「本町三丁目5番地3」(「本町三丁目5番地」、「本町5番地」または「本町三丁目3」)等となり部屋番号は含まない。

#### (3) 「指紋原紙」記入要領

##### (イ) 採取時の注意点(再採取の予防)

警察庁は、申請人より提出された指紋原紙を専用の読み取りシステムを用いて調査することで、同人の犯罪歴の有無を確認しているので、「採取された指紋が不完全(隆線が潰れている)」、「インクのムラが著しい」、「回転不足(回転印象欄)」、「枠からはみ出している(平面印象欄、回転印象欄)」、「第一関節までしっかり採れていない(回転印象欄)」、「採取指種間違い(押捺場所の間違い)」、「ポリスメイト以外のインクの使用」等の場合は、同システムでの読み取りが困難となり正確な犯罪経歴の確認ができず、指紋を再採取することとなる。

再採取は、特に在外公館より遠隔地に在住する申請人にとって、時間的にも経済的にも多大な負担を強いることとなるので、採取に際しては十分に注意し、採取した指紋が鮮明でないと思われる場合(または鮮明であるかどうかの判断が困難な場合)は、複数枚採取して申請書に添付して差し支えない(平成18年往電領サ第42195号参照)。

(口)人定事項等記入要領

(a)氏名、生年月日及び旅券番号等の人定事項を記入。

指紋採取後は原紙より個人の判別が困難なため、必ず指紋原紙には事前に氏名を記載すること。

なお、指紋原紙の記載が申請書の内容と異なっている場合は、警察庁より照会される可能性が高いので、然るべく確認する。

(b)領事(またはその他の職員)の面前で指紋を採取する。

(c)作成公館名、作成年月日、作成者の氏名を記入する。

(注3)ゴム印等の使用も差し支えない。

(ハ)現地当局等に指紋採取を依頼する場合

上記Ⅱ. 3. のとおり、公館により現地警察署等に指紋の採取を依頼する場合があるが、その際は、本人確認の観点より可能な限り館側で事前に人定事項(氏名(及び旧姓)、生年月日、旅券番号、本籍地(または国籍)、及び現住所)記載済みの指紋原紙を申請人に交付し、現地警察署等で採取するよう依頼する。

また、現地関係官署には申請越した者の人定事項を確認した後、指紋を採取し、指紋採取官署名、作成者の氏名を所定の欄に記入するよう依頼する。

なお、現地当局の指紋採取方法がわが国とのものと異なり、印象欄の回転不足または黒インク以外の色の使用等で再採取となる事例があるので、可能な限り我が国の採取方法を説明の上、協力を得るよう定期的に依頼することが重要である。

## 2. 本省への送付

(1)個人情報保護の観点より公信の秘密度は「取扱注意」以上とし、所定の公信(VII. 5. 参照)に下記(イ)(口)の資料を添付して本省に送付する。

(イ)通常発給の場合：申請書(2部)・旅券写し(2部)・指紋原紙

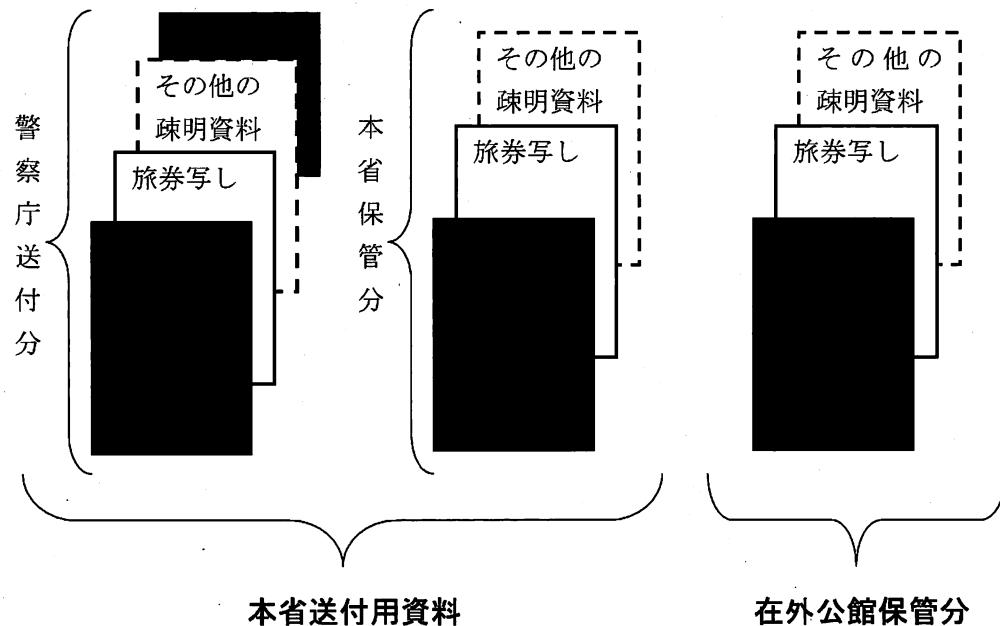
(口)特別発給の場合：上記(イ)の書類に加え、根拠法令及び確認書類(該当部分の和訳を含む。)を送付する(IV. 2. 参照)。

なお、公信起案の際は、事務処理の都合上、通常発給と区別して公信を起案する。

(注4)申請が多数ある場合、通常発給と特別発給とを区分のうえ、それぞれ複数の申請を1通づつの公信にまとめて送付してもよい。ただし、申請人リストを公信の本文または別紙として必ず添付すること。

(注5)上記I. 4. の通り、証明書の入手まで、通常約2か月間を要するが、人道上真にやむを得ない事情があると判断される場合は、公信に、申請人が記載した「早期発給が必要な理由書(宛先不要)」を添付の上、公信本文にも早期発給である旨付記すること(ただし、早期発給に応ずるか否かは警察庁の判断によるので、疑義がある場合は本省に照会する。)。

## (2) 申請例(1名分)



### 3. 申請人への証明書交付

#### (1) 交付方法

証明書の交付は、その内容が犯罪歴の有無という極めて機微な個人情報であるため、在外公館に原則本人出頭を求め手交することが望ましいが(下記(イ))、申請人の事情により、その他の方法(下記(ロ)～(二))で交付することもできる。

なお、受領場所(本省よりの証明書返信先公館)は公信本文に必ず明示し、下記(ロ)及び(ハ)での受領を希望する場合は、本省及び受領希望地に所在する在外公館に対し、①受領場所変更理由、②移動日程(転勤日、引っ越し予定日または帰国日程等)③申請地の本人の連絡先、④受領地の連絡先(本人または代理人)、⑤緊急連絡先(常に連絡のできる連絡先)を記載し、⑥代理人が受領する場合は委任状を添付の上、送付する(VI. 5. (4)～(6)参照)。

##### (イ) 申請した公館での受領(本人または代理人)

(申請を受理した公館→本省→申請を受理した公館で受領する)

##### (ロ) 本邦受領

(申請を受理した公館→本省→申請人本人または本邦代理人が直接本省に出向き受領する)

##### (ハ) 他の在外公館での受領

(申請を受理した公館→本省→申請した公館以外の在外公館で受領する)

##### (二) 郵送受領

(申請受理公館→本省→申請受理公館→申請人へ郵送する)

(2) 申請人本人または代理人が出頭して受領する場合

貴館に証明書が接到次第、申請人(または代理人)に連絡し来館の上、受領するよう連絡する。

代理人が受領する場合は、当日委任状を持参するか、申請時に代理人を指定しておくことにより当該代理人に交付することができる。

貴地における代理人受領の場合は代理人氏名または委任状を本省に送付する必要はない。

(3) 郵送の場合

申請人本人及び代理人とも遠隔地に住んでおり、在外公館への出頭が困難で、郵送による受領を希望した場合は、郵送途中で紛失してしまった際のリスク(個人情報の流出及び再発給手続きに2ヶ月程度時間を要する)を申請人が負うことを確認した上、送付して差し支えない。

封筒(返信先住所記載済み)及び切手等は本人に準備させる。

(注6)遠隔地とは、基本的に「飛行機を利用せざるを得ない地域」、「日帰りが困難な地域(道路事情、鉄道・バス等の公共交通機関の有無やダイヤ運行状況、地理的状況)」及び「兼轄国」を主に想定しているが、各館の裁量で申請人の事情に応じ個々に判断することができる。

## VI. 確認事項

### 1. 本省での認証手続きの必要性

提出先国(地域)によっては、本省における公印確認証明またはアポスティーユが必要となる場合がある。

申請人自身が認証の必要性についてよく理解していない場合が多いので、個々に確認する必要がある。希望があった場合は、公信本文に明示するとともにアポスティーユまたは公印確認の申請書を記入させ申請書類に添付する(VII. 5(3)参照)。

(注1)申請書は下記外務省HPからダウンロードすることにより入手が可能である。

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shomei/index.html#1\\_3](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shomei/index.html#1_3)

### (1) 本省での認証手続きの種類

#### (イ) アポスティーユ(APOSTILLE)

「外国公文書への領事認証を不要とする条約」(ハーグ条約)の締結国が提出先となる場合でもアポスティーユを要求しない国が多数あるので、個々に必要であるか否かを確認する。

(注2)アポスティーユ申請の多い相手国:

アルゼンチン、イスラエル、クロアチア、コロンビア、スペイン、  
チェコ、ドイツ、ベルギー及びホンジュラス

#### (ロ) 公印確認証明

上記(イ)のハーグ条約を締結していない国については(または締結し

ている国でも)、当該国政府は証明書の真正性を確認(公印確認)するため、在日外国公館にて認証(領事認証)を得ることを要求する場合があり、同認証を得るための前提として、まず本省が証明書の真正性を認証することを要求される場合がある。

その際、在日外国公館での認証手続きは申請人側で行う必要があるため本邦で受領する必要がある(ただし、在日外国公館によっては、海外からの申請や代理人申請を認めている場合がある)。

本邦で代理人が証明書を受領する場合は、申請時に代理人を指定させ、委任状を公信に添付する。

(注3)公印確認申請の多い相手国：

ウルグアイ、カタール、コスタリカ、中国、パラグアイ、  
フィリピン、及びブラジル

(注4)在日外国公館での認証手続き

本省にて公印確認を行った警察証明書は必ず在日外国公館での領事認証を得る必要があるが(アポスティーユの場合も領事の確認が必要な場合もある)、右手手続きを本邦代理人が行う場合、以下に注意して代理人を指定するよう案内する。

- ① 日本語(または日常会話程度の英語)が理解できること
- ② 在日外国公館での領事認証の手続を承知していること

(注5)ハーブ条約締結国であっても、領事認証(公印確認)を要求する場合や、アポスティーユ及び公印確認いずれの証明も要求されない場合もある。

## 2. 重複申請の禁止

他の在外公館または本邦警察本部において、同じ申請理由で申請していないことを確認する。重複申請していることが判明した場合は、一方の申請を取り下げさせ、右を確認した上で受理する。(本邦警察本部にて申請したものを取り下げる場合は、申請人が直接同本部へ連絡し、在外公館経由のものについては本人よりの連絡を受けた上で、公電にて本省へ報告する。)

## 3. 再発給手続

証明書の紛失、破損及び有効期限切れ等で再度証明書の発給を希望する申請人に対しては、以下の書類を記載させ本省へ公信にて送付する。

(破損及び期限切れの場合、前回発給の証明書も必ず添付する。)

(1)紛失、破損等、証明書の発給日付を変更せず前回証明時ままで再発給を希望する場合

- ①再発給依頼書(VII. 2. 参照)
- ②前回発給した証明書

(注6)発給日付の変更の必要がない場合は、警察庁に保管されている調査済

みデータを基に発給するため上記①及び②で申請が可能となる。

(注7)始末書及び念書は不要。

(2)有効期限切れ等、新たな発給日付での再発給を希望する場合

- ①再発給依頼書(VII. 2. 参照)
- ②前回発給した証明書(オリジナル)
- ③警察証明書発給依頼申請書
- ④指紋原紙
- ⑤旅券の写し

(注8)発給日付を変更する場合は、申請書と指紋を基に新たに調査を行った上で証明書を発給するので、上記(1)の書類にあわせ③～⑤が必要となる。

#### 4. 一時帰国中の証明書発給について

(1)申請場所

本邦の住民登録を抹消し海外で居住している人が休暇や出張等で本邦へ一時的に滞在する間に申請を希望する場合は、本邦における最終住所地(住民登録を行った地)またはかつて外国人登録を行った市区町村を管轄する地方警察本部において申請することができる。

なお、やむを得ない事情により、上記の警察本部以外で申請を希望する場合は、当該警察本部の了承を得る必要があるので、本人より事前に直接連絡するよう案内する。

(2)留意事項

地方警察本部での申請の際は、在外公館での場合と異なり「必要書類の種類」、「処理日数」、「手数料」等が異なるので申請前に直接照会するよう案内する。

また、地方警察本部が取り扱う警察証明書は「通常発給」のみであり、「特別発給」の場合は警察庁が発給の可否を判断した後、申請人が地方警察本部へ申請する必要があるため、発給までに相当の時間を要する旨注意する。

#### 5. 保存期間

(1)申請書類の写し

申請書及び関係書類の写しは公館にて保存する。

通常発給にかかる申請書の保存期間は1年、特別発給は3年。

(2)証明書

(a)証明書受領のために申請人(または代理人)が出頭せず、貴館より関係者に連絡が取れない場合、関係当局に対し「要求している証明書の有効期限(発行後何ヶ月以内の証明書を要求しているか)」を確認の上、貴地接到後1年を経過し、かつ確認した有効期限を過ぎているものについては、本省へ返送して差し支えない。

(b) 申請人(もしくは代理人)から返送依頼があった場合は、公信にて本省へ送付する。

(注9) 公館から返送された証明書は、本省から警察庁へ送付する。

## VII. 参考資料

### 1. 警察証明書発給申請書

平成17往電領サ第57363号参照。

### 2. 警察証明書再発給依頼書

## 警察証明書再発給依頼書

### (Police Certificate Re-application Form)

在〇〇大使(総領事)殿

Ambassador, Embassy of Japan in \_\_\_\_\_  
(Consul-General, Consulate-General of Japan in \_\_\_\_\_)

Date of Re-application : \_\_\_\_\_  
Year / Month / Day

申請人氏名 (Applicant's name) :

\_\_\_\_\_ 氏(surname) / 名(given and middle name)

私は、以下の理由で再発給申請しますので警察庁へ取り次ぎ願います。

I hereby re-apply for Police Certificate for the following reason.  
Please forward this application form (and fingerprints) to National Police Agency of Japan.

Please check



- 有効期限切れ  
Expired
- 紛失  
Lost
- 提出先より再発給の要請があつたため  
Requested from the relevant Government Agency or Organization
- その他  
Others

※ 1. 再発給される証明書の日付は、前回発給したものと同じ日付となります。

Date of re-issuance of the certificate will be the same date as

previously issued.

※ 2. 新しい日付の証明書を発給するためには、新たに申請書(警察証明書発給申請書)を作成し指紋を採取する必要があります。

For the purpose of issuing a certificate on a new date, please note that new application form (APPLICATION FORM FOR POLICE CERTIFICATE) must be duly filled and fingerprints taken.

※ 3. 以前発給された証明書は、今回の再発給依頼書に必ず添付してください。

Please attach previously issued Police Certificate with this re-application form.

政府関係機関から警察証明書の返却がありません。  
Certificate is in the custody of the relevant Government Agency or Organization.

※ 4. 政府関係機関からの要求である場合は、同機関発行の手紙等を添付してください。

When requested from the relevant Government Agency or Organization, please attach papers (letter, notification and the like) with this re-application form.

申請人署名 (Signature of applicant) \_\_\_\_\_

3. 委任状(例)

**委 任 状**

年 月 日

私、 \_\_\_\_\_ は外務省領事局

(委任する方の氏名)

領事サービス室証明班での警察証明書の受領について  
\_\_\_\_\_ に委任します。

(委任される方の氏名)

委任する方 名前 :

住所 :

電話 :

委任される方 名前 :

住所 :

電話：

委任者署名

4. 警察証明書雛形

見本

証 明 書

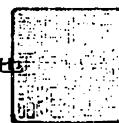
氏名 霞ヶ関花子 Hanako Kasumigaseki  
生年月日 昭和46年 4月19日 性別 男   
(Apr. 19, 1971)   
国籍 日本  
本籍地 東京都千代田区霞が関1丁目1番地  
現住所 東京都千代田区霞が関1丁目1番地  
旅券番号 TE 1234567 提出国名 Spain

上記の者は現在警察庁において保管中の指紋資料の調査によれば特記すべき犯罪経歴は認められない。

平成18年 4月 1日  
(Apr. 1, 2006)

警察庁刑事局犯罪鑑識官

鈴木 徹



This certificate, which has been issued by the appropriate police authorities of Japan, certifies that the person mentioned therein has no previous criminal records in Japan as of the date of its issue.  
Issuing Officer,  
Japanese Police

Le présent certificat est établi par l'autorité policière du Japon et il est certifié par le présent que la personne y mentionnée n'a aucun antécédent criminel dans le territoire japonais à la date d'établissement du présent certificat.

L'Officier de police du Japon  
chargé de certification

Durch diese von der zuständigen japanischen Polizeibehörde ausgestellten Bescheinigung wird bescheinigt, dass die aufgeführte Person in Japan strafrechtlich bis heute nicht vorbestraft ist.

Der für die Ausstellung polizeilicher Führungszeugnisse zuständige japanische Beamte

El presente Certificado se ha expedido por las Autoridades de la Policía del Japón y certifica que la persona mencionada no tiene hasta la fecha ningún antecedente criminal en el Japón.

Oficial de la policía del Japón  
encargado del Certificado

## 5. 公信雛形(例)

### (1) 通常発給(1名)

#### 警察証明書発給申請書の送付(1名)

今般、下記の者より、警察証明書の発給申請があったところ、右証明書1通を入手の上、当館宛送付願いたい。

記

○○ ○○氏

(了)

### (2) 通常発給(複数名)

#### 警察証明書発給申請書の送付(○○名)

今般、下記の者より警察証明の発給申請があったところ、右証明書各1通を入手の上、当館宛送付願いたい。

記

1. ○○○氏
2. ○○○氏
3. ○○○氏
4. ○○○氏

(了)

### (3) 通常発給(アポスティーユ(または公印確認)希望の場合)

#### 警察証明書発給申請書の送付(○○名)

今般、下記の者より警察証明の発給申請があったところ、右証明書各1通を入手の上、当館宛送付願いたい。

なお、下記1. については同証明書へのアポスティーユを、また、下記2. については公印確認付与願いたく、各申請書を別添する。

また、下記2. は公印確認付与後は在京○○大使館での領事認証を本邦代理人が行うところ、委任状を別添するので同代理人に手交願いたい。

記

1. ○○○氏 (アポスティーユ付与)
2. ○○○氏 (公印確認付与)
3. ○○○氏
4. ○○○氏

(了)

(4) 通常発給(本邦受領の場合)

警察証明書発給申請書の送付(〇〇名)

今般、下記の者より警察証明の発給申請があったところ、右証明書各1通を入手の上、当館宛送付願いたい。

なお、下記1.は、申請人自身が〇月〇日以降本省での受領を希望しているところ、本邦連絡先及び緊急連絡先を別添するので、右入手後本人に手交願いたい(別添連絡先参照)。

記

1. 〇〇〇氏 (本邦受領)
2. 〇〇〇氏
3. 〇〇〇氏

(了)

(5) 通常発給(本邦にて代理人受領の場合)

警察証明書発給申請書の送付(〇〇名)

今般、下記の者より警察証明の発給申請があったところ、右証明書各1通を入手の上、当館宛送付願いたい。

また、下記1.の証明書については、本省での代理人受領を希望しているところ、本邦連絡先、緊急連絡先及び委任状を別添するので右入手後代理人に手交願いたい(別添連絡先参照)。

記

1. 〇〇〇氏 (本邦代理人受領)
2. 〇〇〇氏
3. 〇〇〇氏

(了)

(6) 通常発給(他公館への転送の場合)

警察証明書発給申請書の送付(〇〇名)

今般、下記の者より警察証明の発給申請があったところ、右証明書各1通を入手の上、当館宛送付願いたい。

なお、下記1.は〇〇〇〇(国・都市名)への転勤(引っ越し等)を予定しており、〇月〇日以降在〇〇大使館(総領事館)での受領を希望しているところ、現地での連絡先及び緊急連絡先を別添するので、右入手後同大使館に送付願いたい(別添連絡先参照)。

記

1. ○○○氏 (在○○大使館での受領)
2. ○○○氏
3. ○○○氏

本信写し：在○○大使館(総領事館)

(了)

(7) 通常発給(証明書に更新後の旅券番号の反映を希望する場合)

警察証明書発給申請書の送付(○○名)

今般、下記の者より警察証明の発給申請があつたところ、右証明書各1通を入手の上、当館宛送付願いたい。

また、下記1. の旅券有効期限は本年■月▲日までであるが、発行される証明書には現在更新中である新旅券番号の記載を希望しているところ、同申請人より同旅券写しの提出があり次第、右送付するので、新旅券番号を記載するよう警察庁に依頼願いたい。

記

1. ○○○氏 (別途更新後の旅券写し送付) (□月△日ごろ予定)
2. ○○○氏
3. ○○○氏

(了)

(8) 特別発給

警察証明書発給申請書の送付：特別発給

今般、下記の者より警察証明発給申請(特別発給：○○○(事由名))がなされたところ、同申請書等関係書類を別添の通り送付するので、右証明書(1通)を入手の上、当館宛送付願いたい。

記

○○ ○○氏

(了)

6. 根拠法令

(1) 外務省設置法(平成11年法律第94号)

第4条第 8号 日本国民の海外における法律上または経済上の利益  
その他の利益の保護及び増進に関すること

- 9号 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること
- 10号 海外における邦人の身分関係事項に関すること
- 12号 旅券の発給並びに海外渡航及び海外移住に関すること
- 13号 査証に関すること
- 14号 本邦に在留する外国人の待遇に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること

(2)国家行政組織法第2条第2項

国の行政機関は、内閣の統括の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにななければならない。内閣府との政策についての調整及び連絡についても、同様とする。

## 警察証明事務Q & A

### 1. 指紋採取

Q 1 指紋の再採取を本省から依頼されたが、日付はどうすればよいですか？

A 再採取を実施した日付を記入してください。

Q 2 指紋採取は領事自ら行うべきでしょうか？

A 領事自ら行うことはもちろんのこと、領事部現地職員による採取も可能です。また、作成者欄についても同様に現地職員名で問題ありません。

### 2. 申請

Q 1 韓国人の旅券氏名欄に「〇〇〇(W/0 PAK) 〇〇」と記載されているのですが、申請書にはどう記載させるべきですか？

A 申請書氏名欄に「〇〇〇(W/0 PAK) 〇〇」と記載させてください。諸外国の旅券に、「D.R.」「M.D.」と記載がある場合は略さずにそのまま記載させてください。(V. 1. (2) 参照)

Q 2 婚姻等をして姓が変わったのですが、旅券の氏名を訂正していません。

A 戸籍上の氏名が確認できる書類等を添付してください。その際、当該書類を申請書の別添資料として添付することについて必ず本人の了承を得てください(口頭で差し支えない)(IV. 1. (1) (ハ) 参照)。

Q 3 婚姻等をして姓が変わっている申請人より、提出先から旧姓の記載も求められているとの由です。証明書に記載する現在の氏名の後、( ) 括弧書き等で旧姓の併記できますか？

A 警察庁は、特定の個人に関する犯罪経歴の有無を証明するのみで、同一人物性の証明はしておらず、併記はできません。同一人物性を証明するためには戸籍記載事項証明等が必要となることも考えられますので、詳しくは提出先とよく相談するよう案内してください。

### 3. 所要日数

Q 1 証明書の入手までにどのくらいかかりますか？

A 申請受付日を起算日として、概ね2ヶ月間です。ただし、右期間は平均的な期間であって、書類(申請書等)に不備等があれば3ヶ月以上かかる場合もあります(I. 4. 参照)。

Q 2 なぜ証明書の入手に時間がかかるのですか？

A 第一に、外交行のう便発送スケジュールの問題があります。在外公館

発本省宛外交行のう便は基本的には週一便で、本省発在外宛も同様であることから、例えば申請受理日がその週の外交行のう便の〆切日の翌日であった場合は1週間その書類が保管され、翌週の行のう便で送付されます。

第二に、本省から公信による警察庁への転送手続に2~3日程度かかり、同庁での証明書作成に平均1ヶ月程度要します。

以上により、概ね2ヶ月間を要します。

Q 3 例えば、「在京アメリカ大使館での永住申請にかかるインタビュー(面接)に必要なで〇月〇日までに証明書を入手したい」と依頼があったのですが、早期発給の対象となりますか。

A 面接日が決定した、滞在許可や就労許可が切れてしまう等の理由は早期発給の対象にはなりません。早期発給はあくまで人道的配慮が必要な場合に限られますので、各公館にて申請人の事情を聴取し、早期発給が必要と判断される場合のみ本省に照会の上、公信に早期発給理由を付記してください。ただし、判断に迷う場合は事前に本省に確認してください。

Q 4 申請人から進捗状況の照会がありましたら、どのように対応すればよいですか。

A 急いでいるのであれば、直接警察庁へ問い合わせることが可能ですが、照会にあたっては、外務省より警察庁宛の公信番号及び個人番号が必要となりますので、まず、本省にご連絡ください。

#### 4. 内容について

Q 1 申請人から証明書の内容を見たいと言われましたが、どのように対応すればよいですか。

A 警察証明書は警察庁が要求機関の求めに応じて発給したものであり、申請人に対して発給したものではありません。そのため、証明書自体は封筒に入って封印されており、要求機関しか開封することができませんので見せることはできません。

Q 2 要求機関から、内容についての照会がありました。

A 内容について、在外公館(外務省)は一切回答できませんので、直接警察庁へ問い合わせるように説明してください。

Q 3 外国機関から証明書雛型を要求されましたか、送付してもらえますか。

A VII. 4. の証明書雛型を渡して差し支えありません。

## 5. アポスティーユ、公印確認、本邦受領

Q 1 アポスティーユ(または公印確認証明)がなされた警察証明書が必要ですが、申請書はありますか。

A 申請書は外務省HPからダウンロードして印刷できます。公信送付時にアポスティーユ申請書(または公印確認申請書)をあわせ送付してください。詳しくは外務省HP(アポスティーユ・公印確認)の該当箇所に説明があります。(VI. 1. 参照)

Q 2 本邦で警察証明書を入手してきた邦人から、(現地)当局に提出したところ、アポスティーユが付されていないため受理できないと言われたとのことですが、在外公館経由でアポスティーユを申請したいと相談を受けていますがどうしたらよいですか?

A 在外公館でアポスティーユの申請を受理することはできません。本邦にいる代理人等を通じて、本省もしくは大阪分室へ申請するように伝えてください。

ただし、在外公館で受け付けた後発給された証明書について、アポスティーユを申請し忘れた場合等は、まず本省に照会してください。

Q 3 本省へ送付後、申請人から他公館で受領したいと申し出がありましたが、可能でしょうか。

A 可能ですので、ただちに本省及び受領する在外公館へ公電を発出してください。

なお、本邦受領を希望する場合は、日中連絡の取れる連絡先(電話番号、住所)を提示するよう案内してください。

Q 4 本省での認証後、在日外国公館での手続きはどれくらい時間と費用が必要ですか。

A 処理日数と手数料については、在日外国公館ごとに異なるため当方より正確な案内はできません。各在日公館に直接問い合わせるよう案内してください。

Q 5 在日外国公館での手続きは代理人でもできますか。

A 在日外国公館ごとに異なるため当方では正確な案内はできませんが、領事認証及びその他の必要な手続き(場合によっては翻訳の手続き)は多くの時間と手間がかかる場合があるようです。

また、高額な費用が必要な場合があるようですので、その手続き等を承知している本邦在住者を代理人として指定するように案内してください。

いずれにしても詳細については本人若しくは代理人により各在外公館に直接照会するよう案内してください。(IV. 1. (注4) 参照)

6. 保存期間(VI. 5. 参照)

- Q 1 申請人が証明書を受領に来ませんが、本省に返送してもよいですか。  
A 申請人から必要ない旨の意思表示がない限り、申請人との連絡に努めつつ、返送することなく各館で保管してください。ただし、証明書が貴館接到後1年を経過し、関係当局に有効であるとは見なされないと確認された場合は、本省へ返送して差し支えありません。本省から警察庁へ返送します。
- Q 2 申請人と連絡がつかないため、証明書を渡せません。  
A 上記Q 1と同じ対応で差し支えありません。
- Q 3 書類及び指紋原紙に不備(旅券失効、再採取等)があり、証明書が発行されずにかなりの年月が経ち、申請人に連絡が取れない状態ですが、どうしたらよいでしょうか。  
A 申請書等の保存期間は1年(特別発給の場合は3年)ですので、申請から1年(特別発給の場合は3年)経過後は処分して差し支えありません。